



普段の生活では、印鑑は、実印以外は何げなく使っているのではないのでしょうか。印鑑は正しい知識で使用しなければ、大きな問題が起こる可能性もあります

捺印と押印の違い、署名と記名の違い

印鑑を押す行為を「捺印」と「押印」という2つの言い方を同じ意味で使用しますが、厳密には使い分けられています。それを理解するには、まず「署名」と「記名」の違いを知る必要があります。「署名」と「記名」は明確に異なり、「署名」は、当事者本人が氏名を手書きすることです。一方、「記名」は、手書きではなく代筆、ゴム印、ワープロで印刷して氏名を表示することです。署名は筆跡鑑定することで、当事者本人であるかどうかを鑑定することができるので証拠能力があります。記名の場合は証拠能力がありません。

契約書の書類などに、氏名の後に印鑑を押しますが、署名した後に印鑑を押すことを、「署名捺印」と言い、記名した後に印鑑を押すことを「記名押印」と言い使い分けます。

重要なことは、言葉の意味を知ることではなく、実務的にどんな違いがあるかです。

結論から先に言うと、署名捺印 > 署名のみ > 記名押印 > 記名のみ(正式な効力なし)の順で証拠能力に違いがあります。

署名か記名かで大きな違いがあるので、使用する印鑑の違いによる証拠能力の違いは、法律上はありません。このことは、逆にいうと、どんな印鑑でも効力を持つてしまうということです。実印だけしっかり管理していれば問題ないとは言えません。

また 契約書に捨印を押す場合があります。

この捨印とは何のための印なのでしょう？

捨印とは？ 契約書の余白に押印する印です。捨印が必要な時は、捨印を押印する場所が契約書に決まることが多いです。決まっていない場合は、余白のどこかに押印します。実務上で捨印は訂正印として利用されます。訂正印なので、契約書を訂正する時に使います。では、どこを訂正するのでしょうか？

契約の当事者が押印した時には、どこを訂正するかわかりません。

というより、訂正しないかもしれません。

では、どうして、捨印が必要なのでしょうか？

実務上では、後から軽微な変更をする場合に使用します。

わざわざ相手方に契約書を渡して訂正印をもらうのは手間になりますので、何かあった時のために先に押印してもらうのです。このため、捨印は契約するために必須の印ではありません。手間がかかっても、何かあったら訂正印を押印すればよいのです。



軽微な変更とは？

例えば、誤記の訂正です。契約書を閲覧していた時に、誤記を発見しました。内容に合うように訂正するので問題は発生しないのですが、訂正のために相手方に押印していただくほどの問題ではないことがあります。

また、土業などが契約書に基づいて行政官庁に書類を提出するときに間違いを発見することもあります。

提出期限に時間があれば、訂正印を押印する時間もありますが、期限ぎりぎりでは時間が無い場合もあります。このような場合に、捨印を利用して訂正します。

問題が発生するかもしれない捨印

軽微な変更であれば、問題が発生しないのですが、軽微でない変更の場合はどうでしょうか？

例えば、捨印を利用して、契約金額を訂正するような場合です。後から相手方の良いように変更した契約書を見せられたとすると、訂正が無効だというのが難しいことがあります。金額変更などのように悪質なことはあまり発生しませんが、相手や契約に関係する人が信用できるかどうかを考えて捨印を押印しないと、後から大変なことになるので、注意しましょう。